

大磯町行政経営プラン

(平成 28 年度～平成 32 年度)

大磯町

目 次

I 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の主旨	3
2. 計画の期間	3
3. 計画の位置付け	4
4. 計画の推進体制	4
II 行財政運営の現状	5
1. 行政改革による取組みの成果.....	5
(1) 第1次行政改革大綱～第5次行政改革大綱の取組み.....	5
① 第1次行政改革大綱（昭和62年度～平成9年度）	5
② 第2次行政改革大綱（平成10年度～平成14年度）	5
③ 第3次行政改革大綱（平成15年度～平成19年度）	5
④ 第4次行政改革大綱（平成20年度～平成22年度）	5
⑤ 第5次行政改革大綱（平成23年度～平成27年度）	5
(2) 取組効果額	6
(3) 継続すべき取組み	6
2. 財政状況	7
(1) 一般会計決算の推移	7
(2) 歳入の状況	7
(3) 歳出の状況	7
(4) 特別会計繰出金の状況	8
(5) 財政指標の状況	8
① 財政力指数	8
② 経常収支比率	9
③ 実質公債費比率	9
④ 将来負担比率	10
⑤ 健全化判断比率	10
(6) 町債残高の状況	11
(7) 基金残高の状況	11
(8) 財政の現状まとめ	12
① 一般会計決算の状況	12
② 財政指標の状況	12
3. 行政運営状況	13
(1) 定員管理の状況	13
(2) 公共施設の状況	14
III 財政の収支見通し	15
1. 一般会計歳入歳出の推計.....	15
2. 収支見通しまとめ.....	16

IV 財源確保への取組み	17
1. 全体の方針	17
2. 取組みの体系	17
(1) 歳入確保の取組み	17
① 町税等の収入の確保	17
② 受益者負担の適正化	17
③ 公有財産の処分と活用	18
④ その他の自主的な財源の確保	18
(2) 歳出削減の取組み	19
① 事務事業の見直し	19
② 公共施設の再編	19
③ 予算規模の抑制・縮小	20
④ 定員・給与・組織の適正化	20
3. 目標額と達成後のすがた	21
(1) 目標額	21
(2) 達成後のすがた	21
4. 実施計画	23
5. 進行管理	23
V 参考	24
1. 財政指標一覧	24
2. 近隣自治体比較	25
① 県内近隣団体の一般会計決算状況比較	25
② 県内近隣団体の財政指標比較	25
③ 県内近隣団体の職種別職員数比較	26
④ 県内近隣団体のラスパイレス指数比較	27

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

本町では、年月の経過とともに急激に変化する社会経済情勢や、それに伴い複雑化かつ多様化する行政需要や行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、昭和 62 年度に策定した第 1 次行政改革大綱による取組みを開始して以来、4 度にわたる改定を経ながら、行政改革を推進してきました。

一方で社会経済情勢に目を転じると、全国的に進行する少子高齢化は本町においても例外ではなく、さらには増加を続けてきた人口も平成 23 年度以降は減少の一途を辿り、いよいよ人口減少社会が到来しています。今後は、町税の根幹をなす町民税の減収等に起因して歳入の減少が見込まれるとともに、社会保障経費の増加等による歳出の増加が予測されます。さらには、公共施設の老朽化への対応などの将来的な財政負担増も見据える必要があり、従来にも増して厳しい行財政運営を強いられることが想定されます。また、地方創生の取組みと地方分権改革の進展により、人口減少・少子高齢化社会に立ち向かうべく、定住促進に向けて地方が自立し、自らが考え責任を持ち、行政運営を展開することが求められています。

本町では、こうした社会経済情勢の変化に対応するため、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする、「大磯町第四次総合計画後期基本計画（以下、「総合計画後期基本計画」といいます。）」の策定に取り組んでいます。策定に当たって実施した財政見通しにおいては、計画期間中の財源不足が見込まれています。計画期間内における財源確保の取組みは喫緊の課題であり、さらにはその先も見据えた中長期的な財政展望により、将来に引き継ぐことのできる持続可能な行財政運営の構築が不可欠となっています。

「大磯町行政経営プラン」は、総合計画後期基本計画に位置付ける施策の実効性を確保するための財源確保に特化し、これまで行政運営の合理化を目指して実施してきた「行政改革」の取組みに、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合し、それぞれの性質を併せ持つ新たな計画として、歳入歳出両面から行財政改革を推進するものです。

なお、これまでの行政改革の取組みの中で、財源確保に特化するという観点から本計画に位置付けられなかったものは、総合計画後期基本計画に位置付けることにより、継続的に取組みを推進します。

2. 計画の期間

総合計画後期基本計画と連動させ、平成 28 年度から平成 32 年度までとします。

年度（西暦）	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
年度（和暦）	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
総合計画基本構想	第四次総合計画									
総合計画基本計画	中期基本計画					後期基本計画				
行政改革大綱	第 5 次行政改革大綱					行政経営プラン				
財政健全化計画	第 2 次財政健全化計画									
定員適正化計画	第 3 次定員適正化計画					第 4 次定員適正化計画				

3. 計画の位置付け

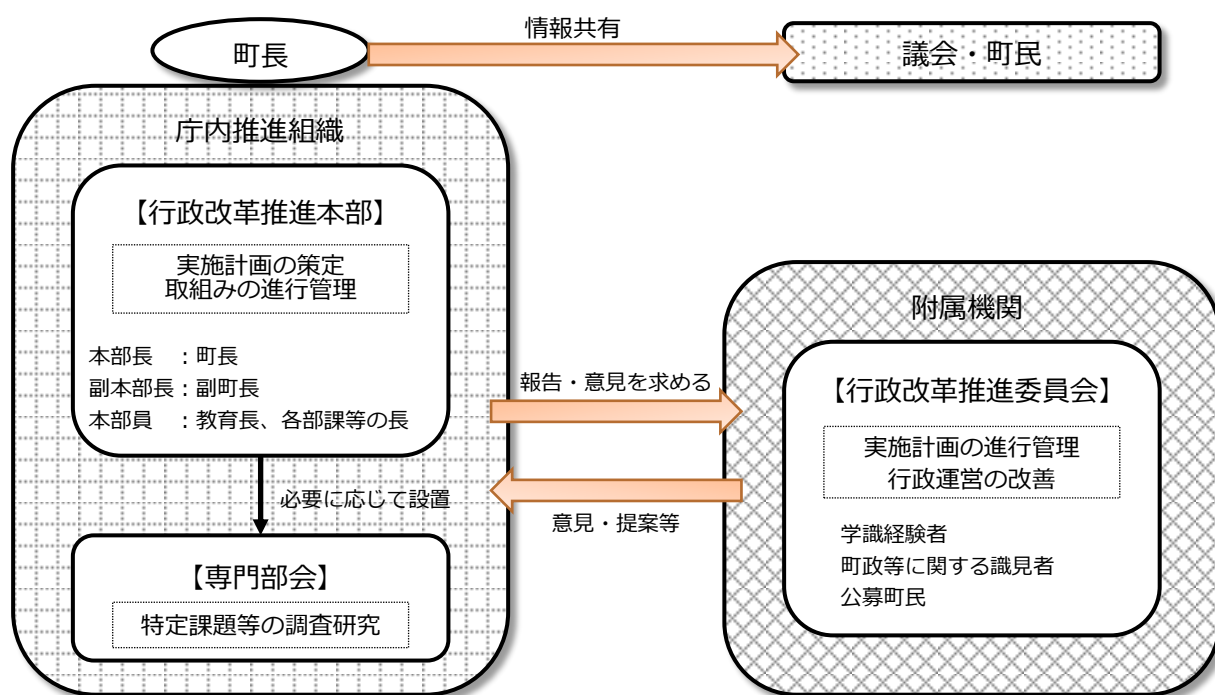
総合計画後期基本計画において実施が見込まれる事業の事業費や社会経済情勢等をもとに財政収支の見通し（財政推計）を行います。財政収支の見通しから、計画期間内に見込まれる財源不足の解消を目的とした各種取組みを推進することにより、総合計画後期基本計画の実効性を確保し、さらなる推進を図ります。



4. 計画の推進体制

町長を本部長とする行政改革推進本部において、行政経営プランの取組みを具体化する実施計画を策定し、プランの実現性を高めます。実施計画の策定や進行管理においては、附属機関である行政改革推進委員会にて、取組みに対する意見を求めることで、さらなる改善を図り効果的なプランの推進を図ります。

策定された実施計画や進行管理の状況については、町民等にも積極的な情報共有を図りながら推進します。



Ⅱ 行財政運営の現状

1. 行政改革による取組みの成果

(1) 第1次行政改革大綱～第5次行政改革大綱の取組み

① 第1次行政改革大綱（昭和62年度～平成9年度）

② 第2次行政改革大綱（平成10年度～平成14年度）

<主な実施項目>

- ・行政手続条例の制定
- ・本庁舎日直の削減、支所日直廃止
- ・職員数の削減
- ・特殊勤務手当の一部削減

③ 第3次行政改革大綱（平成15年度～平成19年度）

<目標> 「分権型社会に対応する行政システムの構築」

<主な実施項目>

- ・大磯町財政健全化計画策定
- ・第2次大磯町定員適正化計画策定
- ・窓口サービスの向上
- ・未利用町有地の売却
- ・道路占用料の見直し
- ・入札方法の見直し
- ・委託業務の仕様等見直し
- ・職員数の削減
- ・職員給与の削減
- ・事業仕分けの実施

④ 第4次行政改革大綱（平成20年度～平成22年度）

<目標> 「地域主権型社会に対応する行政システムの構築」

<主な実施項目>

- ・使用料・手数料の見直し
- ・滞納整理の徹底
- ・公共施設の管理形態見直し
- ・新たな財源の確保（寄附金、基金設置、広告料）
- ・事務事業の見直し
- ・定員管理の適正化、行政機構改革の実施

⑤ 第5次行政改革大綱（平成23年度～平成27年度）

<目標> 「新たな時代に対応する簡素で効率的な行財政システムの構築」

<主な実施項目>

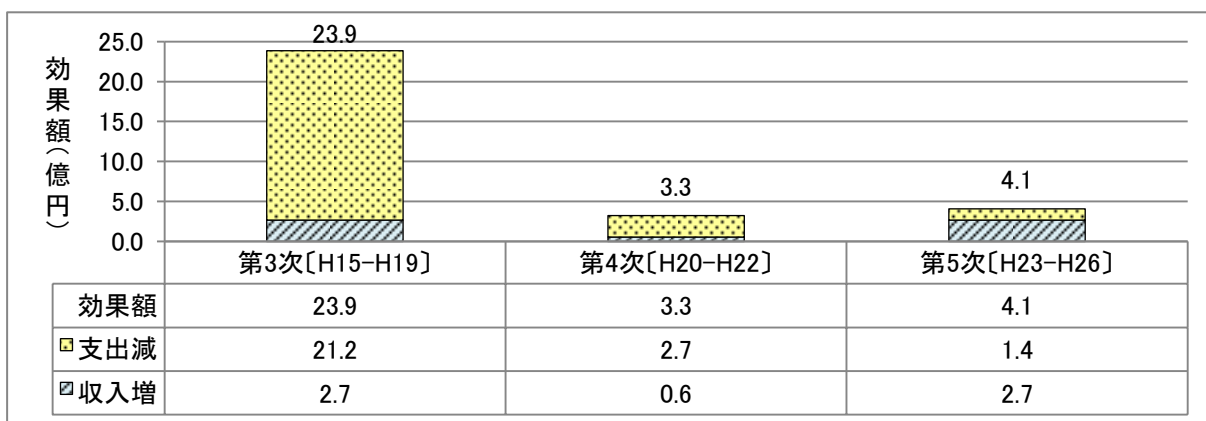
- ・行政情報システムの共同化
- ・公共施設の統廃合（町立幼稚園、町営住宅）
- ・PPP※1）事業の活用
- ・PPS※2）電力の導入
- ・国民健康保険税率の見直し

※1 「PPP（Public-Private Partnership）」 … パブリック・プライベート・パートナーシップ。官民が連携して公共サービスを提供すること。官民連携。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、公設民営方式（DBO方式）、包括的民間委託、地方自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

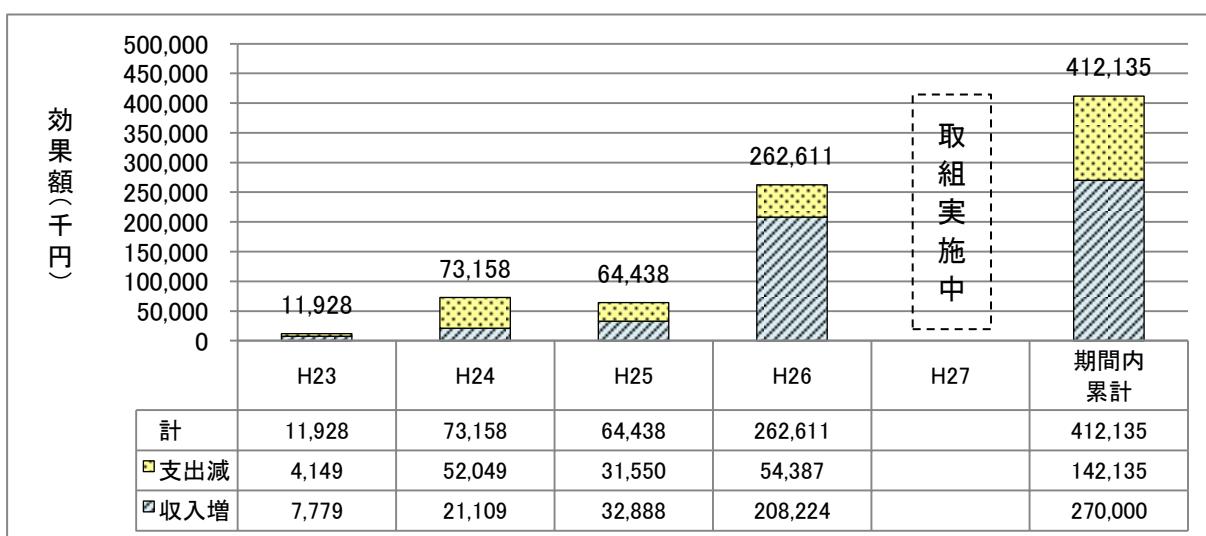
※2 「PPS（Power Producer and Supplier）」 … パワー・プロデューサー・アンド・サプライヤー。電気の発電と小売り供給を併せて行う事業者。既存の大手電力会社である一般電気事業者（東京電力などの10電力会社）の送電ネットワークを介して電気を供給する新規参入の電気事業者。価格を自由に設定できるため、PPSから安価で電気を購入することが可能。

(2) 取組効果額

【図2-1 行政改革の取組みによる効果額の推移】

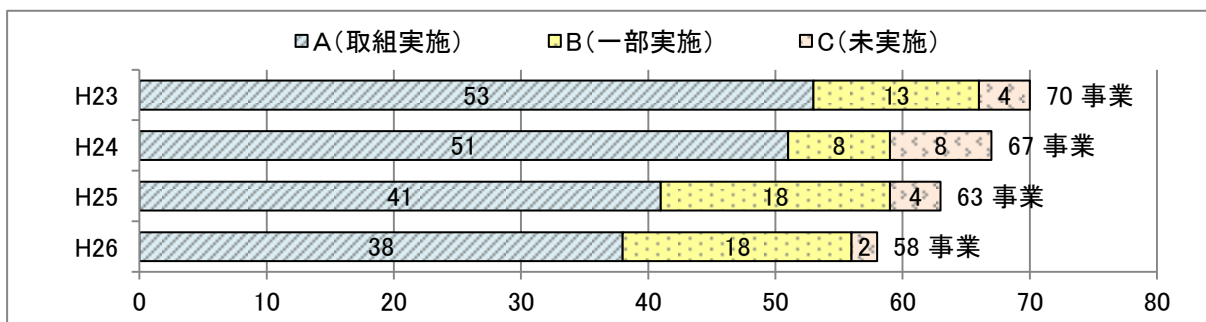


【図2-2 第5次行政改革大綱の取組みによる効果額の推移】



(3) 継続すべき取組み

【図2-3 第5次行政改革大綱実施計画の取組み状況】



第5次行政改革大綱実施計画による取組みの推進により、年々効果額も増加してきており、成果は着実に表れています。しかしながら、平成26年度の時点でもC評価（未実施）の事業があるなど、引き続き行財政運営の効率化に向けた取組みが求められています。

未着手事業

施設使用料の見直し、人材育成基本方針の見直し

継続中事業

公債費負担の軽減、未利用町有地の売却・貸付、新たな財源の確保
滞納整理の徹底、公共施設マネジメントの見直し など

2. 財政状況

(1) 一般会計決算の推移

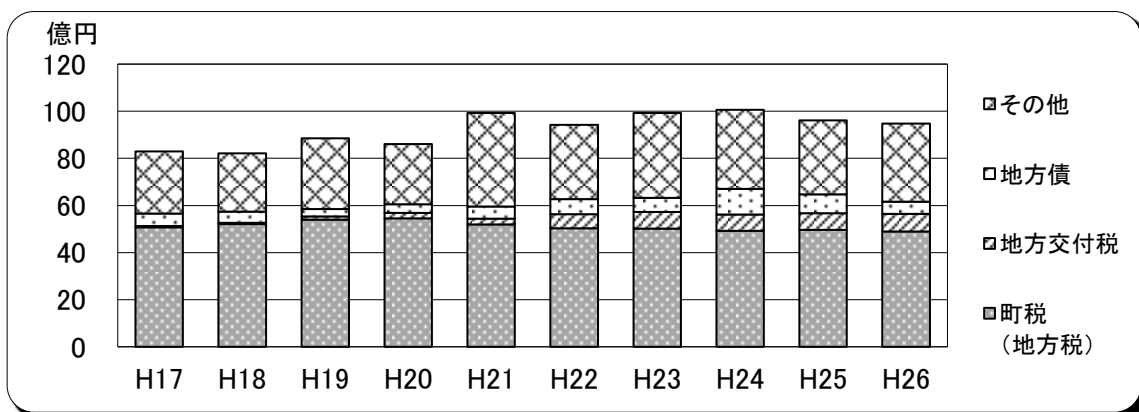
一般会計の決算は、大規模な普通建設事業の実施や扶助費といった社会保障経費などの増加により、平成 21 年度以降は 90 億円を超える規模で推移しています。

歳入面では、収入の根幹をなす町税が減少傾向となっており、国の経済対策などにより景気は回復傾向ではありますが、人口減少や少子高齢化の影響もあり今後も大きな伸びは見込めない状況となっています。また、歳出面では、行政の広域化に伴う普通建設事業費や少子高齢化に伴う医療費の助成等の社会保障経費が増加しています。

(2) 歳入の状況

歳入決算額は平成 21 年度を境に大幅に増加となっています。収入の根幹となる町税収入は年々減少傾向にありますが、地方交付税の増加や普通建設事業の実施に伴う国からの補助金や地方債の増加が大きな要因となっています。

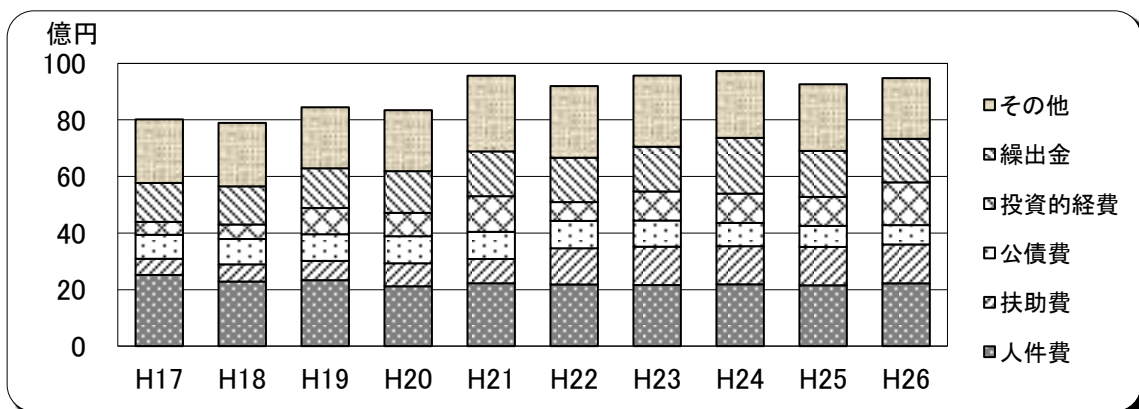
【図 2－4 歳入の推移（一般会計）】



(3) 歳出の状況

平成 20 年度までは、80 億円程度で推移していましたが、平成 21 年度から普通建設事業費や扶助費の増加により 90 億円を超える決算規模となっています。扶助費については少子高齢化に伴う医療費の助成などにより今後も増加が見込まれ、公共施設等の整備による普通建設事業費の状況によっては決算規模がさらに増加することが見込まれます。

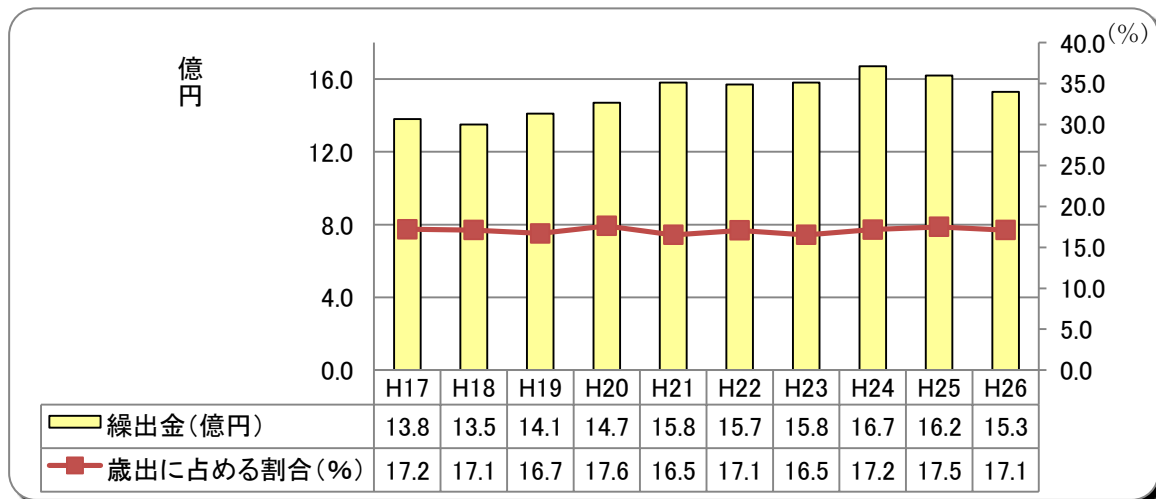
【図 2－5 歳出の推移（一般会計）】



(4) 特別会計繰出金の状況

一般会計から支出される特別会計繰出金は、年々増加を続けていましたが、平成 25 年度から国民健康保険税や下水道使用料などの見直しにより減少に転じました。しかしながら、一般会計の歳出総額に占める割合は依然として 2 割程度を推移しており、一般会計を圧迫する状態が続いています。

【図 2－6 一般会計繰出金の推移】



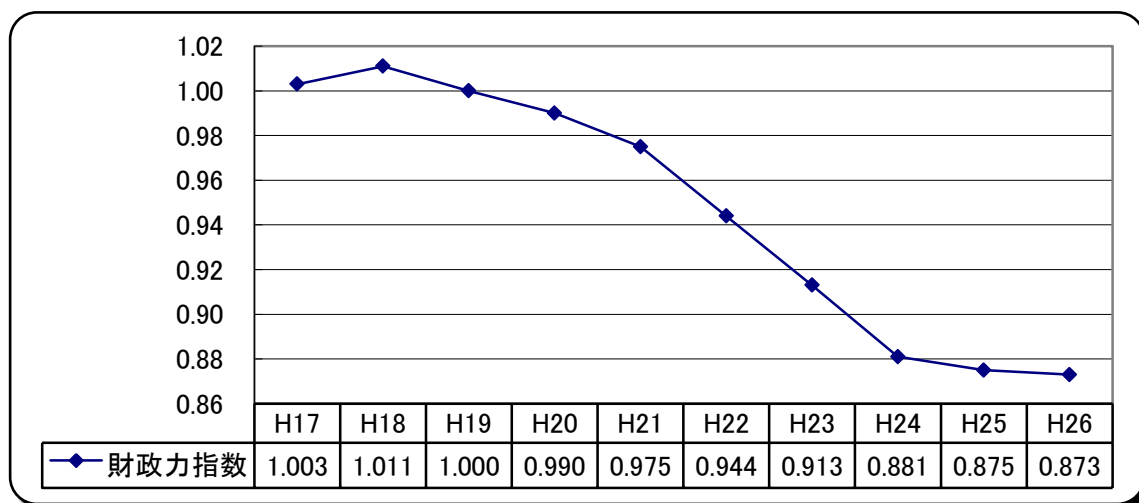
(5) 財政指標の状況

① 財政力指数

平成 18 年度をピークに年々下降しており、平成 19 年度には普通交付税の交付団体となりました。町税収入の減少や扶助費（社会保障経費）の増加が下降の主な要因となっています。

【財政力指数】 財政力指数は地方公共団体の財政力を示し、国が各種財政援助措置を行う基準となる重要な指数です。算出方法は、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を、過去 3 か年の平均値で表します。1.0 を基準として数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、普通交付税の不交付団体となります。

【図 2－7 財政力指数の推移】

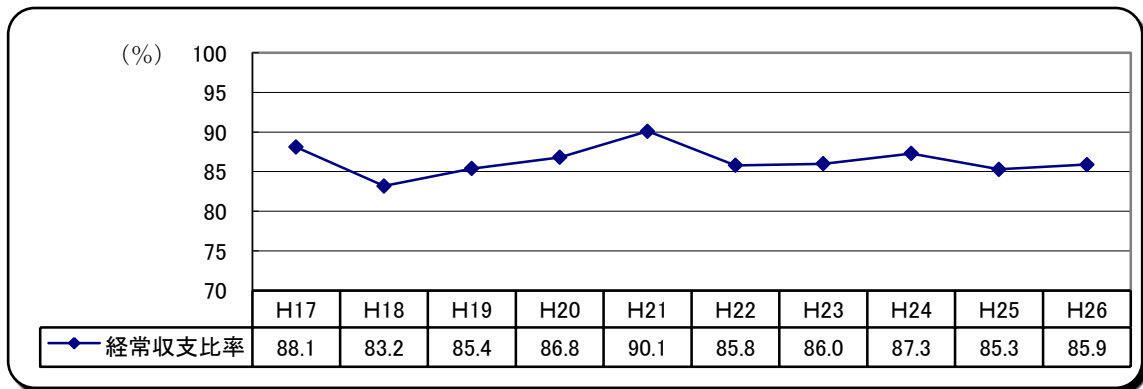


② 経常収支比率

経常収支比率は、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて上昇傾向にあり平成 21 年度には町税収入の減、人件費・扶助費・公債費の支出の増などにより 90%を上回りましたが、その後は、80%台後半をほぼ横ばいで推移しています。

【経常収支比率】 人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、町税(地方税)、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源総額に占める割合のことです。経常収支比率は、団体の財政構造の弾力性を測定する指標として用いられ、この数値が低いほど弾力的な構造であると判断されます。一般的に町村では 70%以下が望ましいとされ、75%を超えると黄信号、90%を超えると赤信号とされています。

【図 2－8 経常収支比率の推移】

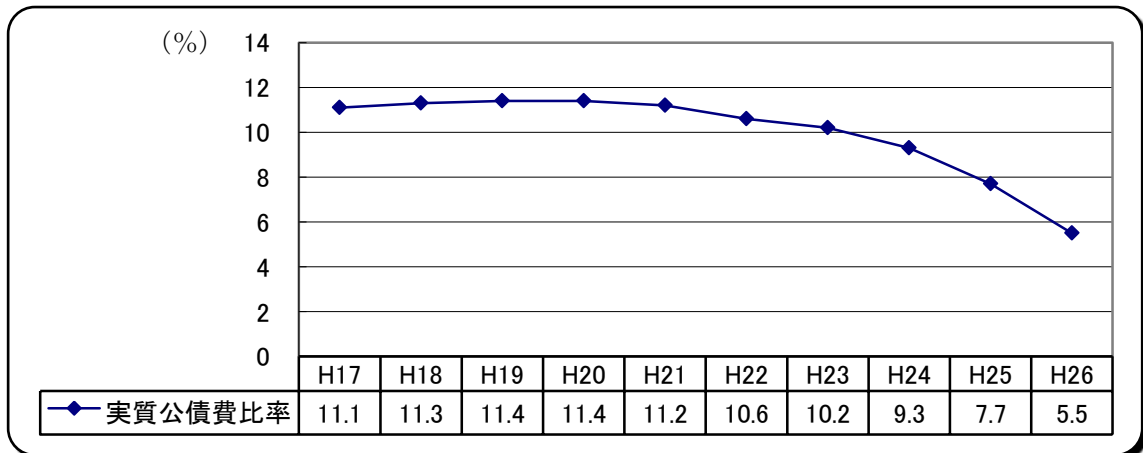


③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、起債の抑制や大規模な建設事業債の返済終了に伴い下降傾向にあります。しかし、平成 24 年度のごみ処理広域化に伴う大規模な建設事業債借入れの返済が平成 28 年度から始まるため、今後は上昇する見込みです。

【実質公債費比率】 実質公債費比率は、起債制限比率に代わる新しい指標で、一般会計だけではなく特別会計を含む町会計全体の公債費を加えて算定した数値で、3 年間の平均値で示されます。18%を超えると起債に許可を要し、25%を超えると起債が制限されます。

【図 2－9 実質公債費比率の推移】

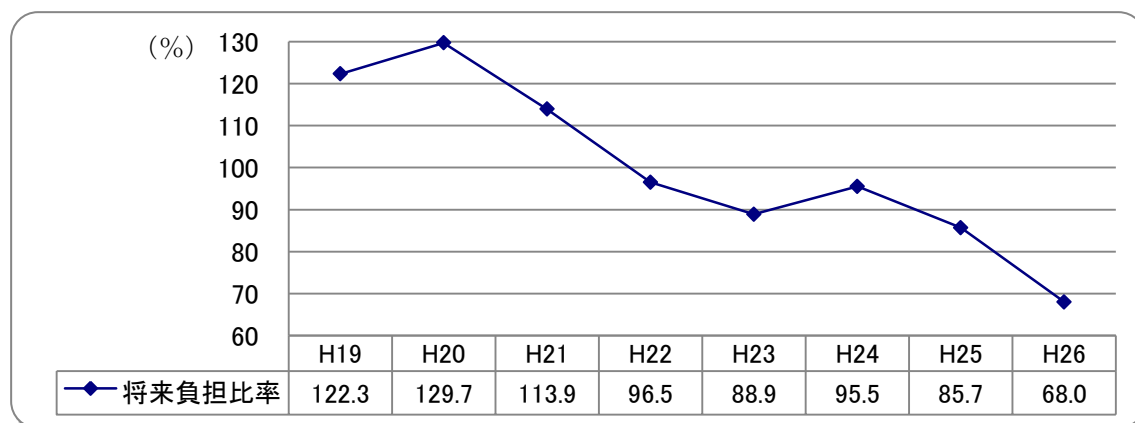


④ 将来負担比率

将来負担比率は、算定方法の変更により土地開発公社が保有する土地を債務としたことで平成 20 年度をピークに下降しています。平成 24 年には土地開発公社による駅前の土地の先行取得により一時的に上昇していますが、土地開発公社保有地の一部を町有地に買替えを行ったことなどにより年々下降しています。

【将来負担比率】 将来負担比率は、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。この比率が増えると将来的に財政を圧迫する可能性が高くなります。市町村では一律 350%が早期健全化基準となっています。

【図 2-10 将来負担比率の推移】



⑤ 健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、決算が赤字になった場合に示される数値で、これまで本町では表示されたことはありません。実質公債費比率、将来負担比率については前述のとおりです。全ての指標において国が定める早期健全化基準に至っていないため、健全な状態にあります。

【健全化判断比率】 財政の健全な運営を進め、財政破綻を未然に防ぐため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、県や市町村ごとに財政状況を表す各指標の公表が義務付けられています。この指標による比率が国基準を上回った場合は、早期健全化計画または財政再建計画を策定し、早期に財政改善に取り組まなければなりません。

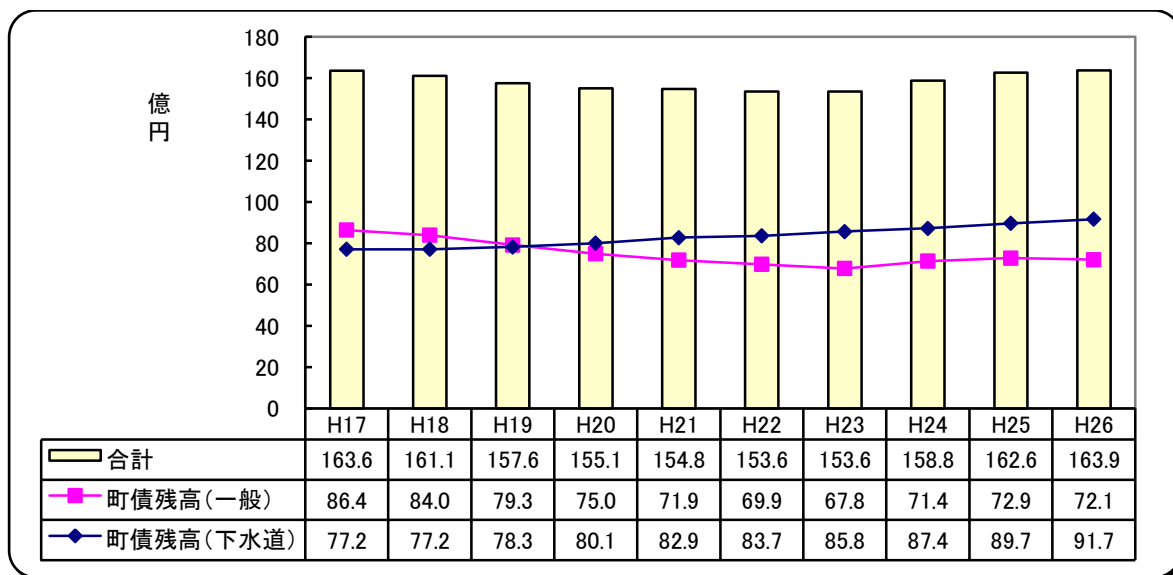
【表 2-11 健全化判断比率の推移】

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	国基準 (H26)		指標の説明
						早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	14.16	20.00	一般会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合 (赤字でない場合は表示されない)
連結実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	19.16	35.00	全会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合 (赤字でない場合は表示されない)
実質公債費比率 (%)	10.6	10.2	9.3	7.7	5.5	25.0	35.0	公債費(下水道含む)の標準財政規模に対する割合
将来負担比率 (%)	96.5	88.9	95.5	85.7	68.0	350.0	—	借金や将来の債務負担など、負債の標準財政規模に対する割合 (一般会計、特別会計等含む)

(6) 町債残高の状況

町債の残高は、一般会計の借入れを最小限にとどめたため平成 23 年度まで緩やかに減少しましたが、ごみ処理広域化による施設整備等によりその後増加しています。また、下水道整備事業の推進により下水道事業債残高は増え続けており、今後しばらく総額は増加していく見込みです。

【図 2-12 町債残高の推移】



(7) 基金残高の状況

年度間の財源調整や緊急時の備えのための積立金である財政調整基金は、平成 24 年度には 2 億円を下回りましたが、平成 26 年度には約 5 億 6,000 万円に増加しています。財政調整基金は一般会計総予算額の約 10%程度が望ましいとされていますが、平成 26 年度は 6 %程度にとどまっており、依然として余裕があるとはいえない状況です。

【表 2-13 各年度末の基金残高の状況】(単位：百万円)

名称／年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財政調整基金	478	593	530	469	312	547	333	154	492	559
町民会館建設基金	140	140	140	141	141	141	141	141	141	141
土地開発基金(現金)	79	108	206	207	328	178	178	58	190	261
公共施設整備基金	43	57	60	69	60	67	67	58	58	28
みどり基金	76	77	78	81	82	83	83	84	85	86
減債基金	20	20	20	1	1	1	1	1	1	1
地域福祉基金	278	280	87	88	88	90	90	90	90	90
横溝記念障害者福祉基金	67	67	67	68	68	68	69	69	69	69
本庁舎建設基金	124	125	126	126	127	127	127	127	127	127
歴史的建造物等整備基金	—	—	—	0	0	0	0	0	0	2
旧吉田茂邸再建基金	—	—	—	—	43	59	268	275	264	235
横溝千鶴子記念子育て支援基金	—	—	—	—	—	11	11	11	11	11
旧吉田茂邸整備活性化等基金	—	—	—	—	—	—	77	77	77	77
合 計	1,305	1,467	1,314	1,250	1,250	1,372	1,445	1,145	1,605	1,687

(8) 財政の現状まとめ

① 一般会計決算の状況

【歳入】

- ・ 税収は平成 21 年度以降減少傾向にあります。
→ 主な要因：町民税は、景気の低迷により減少していましたが、国の緊急経済対策などの影響により平成 25 年度からは増加しています。一方、固定資産税は、地価の下落により減少傾向となっています。
- ・ 普通交付税が平成 19 年度から交付され増加しています。
→ 主な要因：町税収入の減少や社会保障経費が増加したことによりです。
- ・ 地方債は平成 24 年度をピークに減少しています。
→ 主な要因：ごみ処理の広域化等に伴う建設事業債により、平成 24 年度がピークとなっています。

【歳出】

- ・ 人件費は、横ばいで推移しています。
→ 主な要因：定員適正化計画の目標人数を達成したことによりです。
- ・ 繰出金は、近年減少しています。
→ 主な要因：国民健康保険税率や下水道使用料を見直したことによりです。
- ・ 扶助費は、年々増加傾向にあります。
→ 主な要因：医療費助成や自立支援給付費などが増加していることによりです。
- ・ 物件費は、平成 23 年度以降減少しています。
→ 主な要因：行政の広域化により需用費や委託料が減少したことによりです。
- ・ 公債費は、増加傾向にありましたが、平成 22 年度をピークに減少に転じています。
→ 主な要因：大規模な建設事業債の返済が終了したことによりです。

② 財政指標の状況

- 「経常収支比率」・・・平成 21 年度に 90%を超過しましたが、その後は 80%台後半で推移しています。
- 「実質公債費比率」・・・適正な範囲で推移しており、平成 24 年度からは 10%を下回っています。
- 「将来負担比率」・・・平成 20 年度を境に一時的な上昇はあるものの減少傾向にあります。
- 「町債残高」・・・一般会計は大規模な建設事業の借入れにより平成 24 年度から増加しており、下水道事業特別会計は事業の進捗に伴い増加を続けています。総額では平成 23 年度から増加傾向となっています。
- 「基金残高」・・・財政調整基金は、財源調整や緊急対応に十分な蓄えとなっていません。
- 「財政力指数」・・・平成 18 年度をピークに下降の一途をたどっており、平成 19 年度から普通交付税の交付団体となっています。

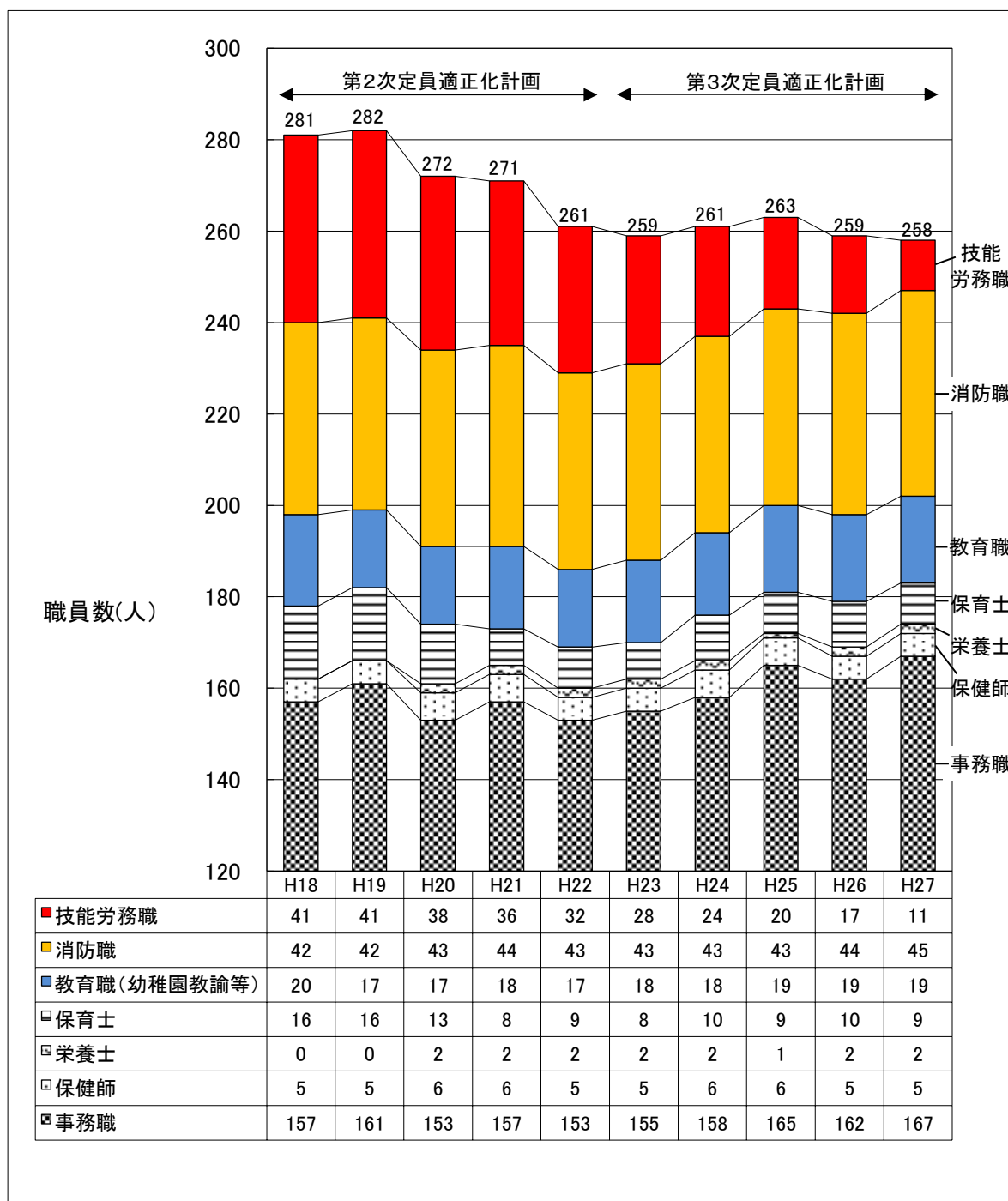
以上の結果、実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断比率では早期健全化基準を下回っています。しかし、収入の根幹をなす町税収入は減少し、少子高齢化の影響による社会保障経費の増加も続いており、財政力指数は年々下降しています。そのため、本町の財政状況は新たな財政需要に的確に対応できる余裕はない状況です。

3. 行政運営状況

(1) 定員管理の状況

平成9年度に策定した定員適正化計画により、適正な定員の管理を進めています。平成23年度からの第3次定員適正化計画では、効率的な行財政運営を実現しつつも、複雑多様化する行政サービスの維持を図るため、技能労務職は退職不補充を原則として事務職の比率を高めながら、260人の計画職員数が保たれています。

【図2-14 町職員数の推移（各年度4月1日時点）】



（２）公共施設の状況

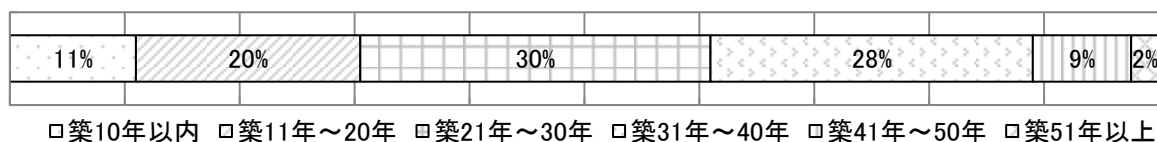
本町の公共施設は、その多くが高度経済成長期に整備されており、大規模改修や建替えなどの更新時期を迎えつつあります。また、人口構造の変化により、利用者の減少やニーズの変化も予想され、限られた財源の中で施設の更新をどのように進めていくかが大きな課題になっています。

本町が所有している既存施設の改修・建替えにかかる経費を試算すると、今後 40 年間の総額で約 288 億円が必要であると予想しています。

【表 2-15 施設種別ごとの公共施設数（平成 27 年 1 月 1 日時点）】（全 82 施設）

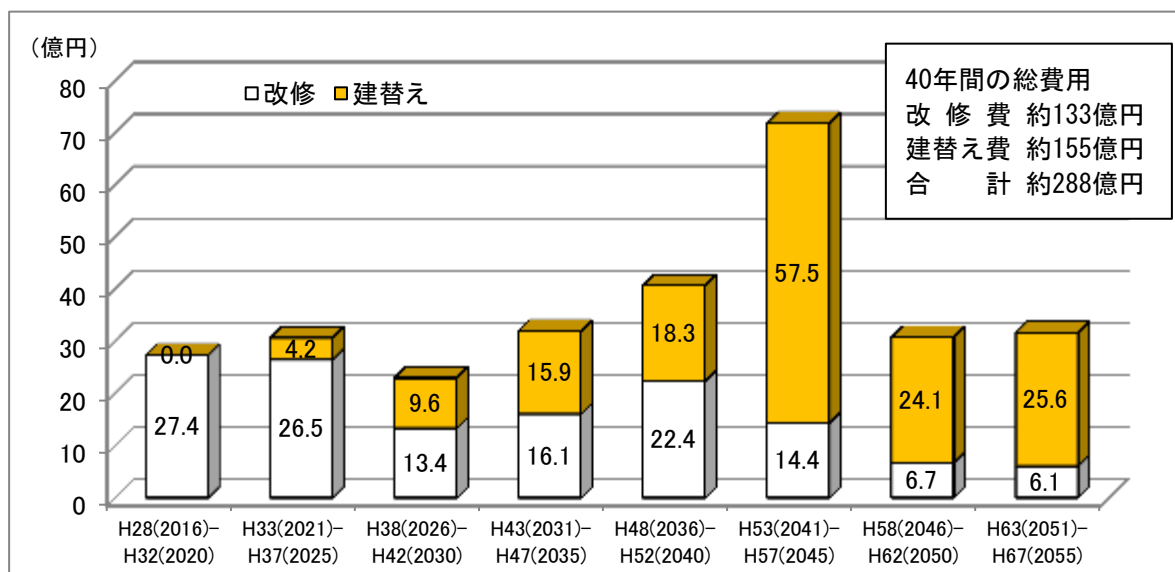
経過年数／種別	庁舎・ 消防施設	学校教育 施設	子育て 支援施設	保健福 祉施設	地域集 会施設	社会教育・ スポーツ施設	産業観 光施設	町営 住宅	駐車場 施設	美化セ ンター施設	その他	計
築 10 年以内 (建物数) (比率)	0 0%	2 8%	2 67%	0 0%	2 11%	0 0%	0 0%	1 50%	1 100%	0 0%	1 100%	9 11%
築 11～20 年 (建物数) (比率)	2 15%	6 25%	0 0%	1 25%	1 5%	4 57%	2 33%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	16 20%
築 21～30 年 (建物数) (比率)	6 46%	6 25%	1 33%	1 25%	7 37%	1 14%	3 50%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	25 30%
築 31～40 年 (建物数) (比率)	3 23%	7 29%	0 0%	2 50%	7 37%	1 14%	1 17%	0 0%	0 0%	2 100%	0 0%	23 28%
築 41～50 年 (建物数) (比率)	2 15%	2 8%	0 0%	0 0%	2 11%	1 14%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	7 9%
築 51 年以上 (建物数) (比率)	0 0%	1 4%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 50%	0 0%	0 0%	0 0%	2 2%

【図 2-16 全施設の経過年数の割合】（全 82 施設）



□築10年以内 □築11年～20年 □築21年～30年 □築31年～40年 □築41年～50年 □築51年以上

【図 2-17 公共施設の大規模改修及び建替え費用の試算】



Ⅲ 財政の収支見通し

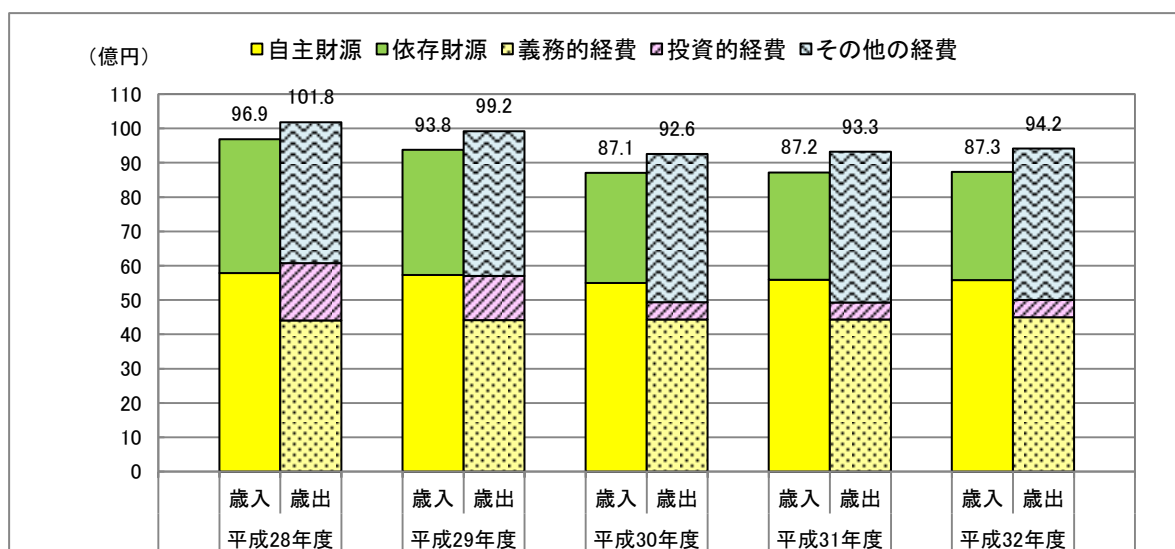
1. 一般会計歳入歳出の推計

総合計画後期基本計画の実施のために見込まれる事業費や社会経済情勢等を考慮して一般会計の収支について推計すると次のとおりとなります。

【表 3－1 総合計画後期基本計画（H28～H32）における一般会計歳入歳出の推計】（単位：千円）

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
歳 入	自主財源	5,786,000	5,728,000	5,494,000	5,588,000	5,582,000
	町税	4,872,000	4,868,000	4,775,000	4,769,000	4,763,000
	使用料・手数料ほか	914,000	860,000	719,000	819,000	819,000
	依存財源	3,900,000	3,649,000	3,212,000	3,129,000	3,148,000
	地方譲与税ほか	583,000	587,000	684,000	684,000	684,000
	地方交付税	640,000	640,000	620,000	520,000	520,000
	国・県支出金	1,684,000	1,582,000	1,408,000	1,425,000	1,444,000
	町債	993,000	840,000	500,000	500,000	500,000
	歳入合計	9,686,000	9,377,000	8,706,000	8,717,000	8,730,000
歳 出	義務的経費	4,402,000	4,413,000	4,433,000	4,429,000	4,501,000
	人件費	2,206,000	2,170,000	2,107,000	2,066,000	2,068,000
	扶助費	1,553,000	1,561,000	1,666,000	1,682,000	1,694,000
	公債費	643,000	682,000	660,000	681,000	739,000
	投資的経費	1,674,000	1,293,000	503,000	503,000	503,000
	普通建設事業費ほか	1,674,000	1,293,000	503,000	503,000	503,000
	その他の経費	4,100,000	4,210,000	4,322,000	4,394,000	4,408,000
	歳出合計	10,176,000	9,916,000	9,258,000	9,326,000	9,412,000

【図 3－2 総合計画後期基本計画（H28～H32）における性質別一般会計歳入歳出の推計】



計画期間中における景気の大きな改善は期待できず、歳入面では町税収入の大幅な増収は見込めない状況にあり、歳出面では少子高齢化により扶助費（社会保障経費）が大幅に増加していくものと推測しています。

このようは景気動向等の状況を鑑み、計画期間中の財政見通しにおいては、現時点で想定されるすべての事業に対する経費を歳出に見込む一方で、歳入には、町税のほか、事業実施に伴い歳入が見込める国・県支出金や町債などの財源も見込んでいます。

なお、各項目とも、平成 26 年度決算額及び平成 27 年度当初予算をベースに推計しています。

◇ 主な推計の前提条件

【歳入】

- 「町税」・・・人口減少や地価の下落等を踏まえ、△0.1%～△1.9%の範囲で推移することを見込みます。
- 「地方譲与税ほか」・・・平成 29 年度から消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増及び自動車取得税廃止による減を見込みます。
- 「町債」・・・赤字補てん債（臨時財政対策債）は 5 億円を見込みます。平成 28・29 年度は、（仮称）リサイクルセンター建設債を別に見込みます。

【歳出】

- 「人件費」・・・定員適正化計画に掲げる計画職員数（260 人）に基づき算定します。
- 「物件費」・・・平成 29 年度から消費税率引上げによる増を見込みます。
- 「扶助費」・・・少子高齢化の進行を考慮し 0.5%～6.3%の範囲で推移することを見込みます。
- 「普通建設事業費ほか」・・・一律 5 億円を見込みます。平成 28 年度は郷土資料館リニューアル費、平成 28・29 年度は（仮称）リサイクルセンター建設費を別に見込みます。

2. 収支見通しまとめ

【表 3－3 総合計画後期基本計画（H28～H32）における財政収支見通し】（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	計画期間合計
歳入合計（A）	9,686,000	9,377,000	8,706,000	8,717,000	8,730,000	45,216,000
歳出合計（B）	10,176,000	9,916,000	9,258,000	9,326,000	9,412,000	48,088,000
財源不足額 （A－B）	490,000	539,000	552,000	609,000	682,000	2,872,000

総合計画後期基本計画の計画期間（平成 28 年度～平成 32 年度）における財政収支見通しは、各年 5 億円から 7 億円程度の財源不足が生じ、計画期間の 5 年間の累計で 28 億 7,200 万円にまで達します。

前述のように、歳入面では、昨今の国の緊急経済対策等により景気は緩やかに回復傾向にありますが、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少により、税収減が見込まれます。そのため、歳入は徐々に減少していきます。

一方、歳出面においては、高齢化が進行することにより扶助費などの社会保障経費が年々増加する見込みです。また、借入金の返済金にあたる公債費についても、近年借入れを行った大規模な建設事業債の返済が始まり、しばらくは増加傾向で推移することから、歳入と相反し、歳出は徐々に増加していきます。

以上のことから、歳入歳出の乖離が拡大し毎年財源不足が生じる見込みです。総合計画後期基本計画を着実に実行するためにも、この財源不足の解消が不可欠となっています。

IV 財源確保への取組み

1. 全体の方針

「将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営の構築」

2. 取組みの体系

(1) 歳入確保の取組み

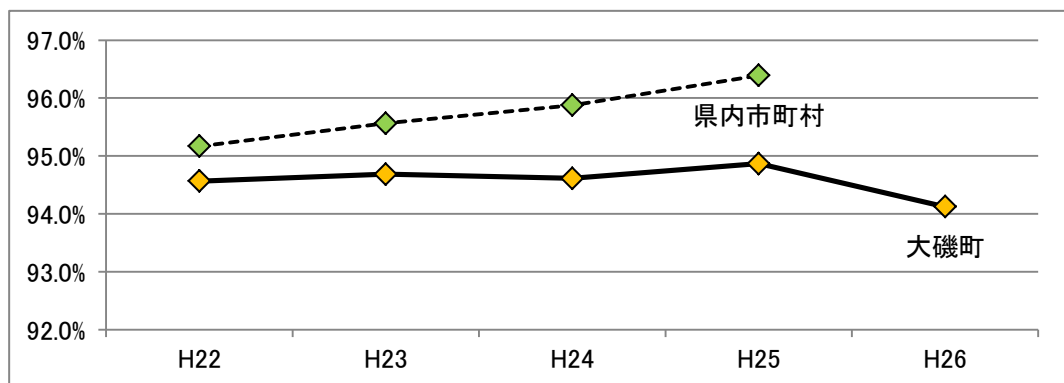
本町の歳入の根幹をなす町税は、人口減少や少子高齢化により減少傾向で推移していくことが見込まれます。国や県からの補助金・交付金においては、国や県の財政状況に左右され流動的であり、財源不足を補うために町債（借入金）に依存し続けることは、財政状況の悪化を招きます。持続可能な行財政運営を実現するためには、依存財源に頼らない、自主財源による歳入の確保が不可欠です。

① 町税等の収入の確保

町税等の収入は自主財源の根源となるものです。特に、町税の収入は町の歳入の約50%を占める重要な財源ですが、今後5年間の見通しでは、減少傾向で推移することが見込まれており、いかにして町税収入を確保していくかが大きな課題となっています。一方で、町税の徴収率は94%～95%で横ばいの状況が続いていますが、町税の未納はその他の町民にも負担を強いることになります。財産調査等を徹底し、課税客体を正確に把握するとともに、徴収の強化、滞納整理を進め、公平・公正な収入の確保を図ります。

【関連計画・・・町税等滞納削減のための行動プラン】

【図4-1 普通税の徴収率の推移】



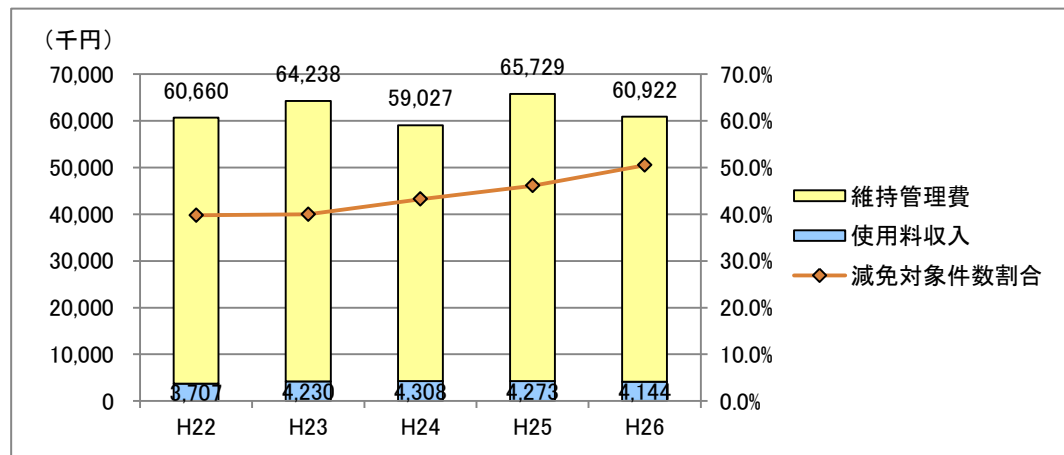
② 受益者負担の適正化

使用料・手数料による収入は、減少傾向で推移することが想定されています。一方で、行政サービスの拡大や需要の変化、消費税率変更といった社会経済情勢の変遷により、行政サービスの提供・運営などに係る費用に対し、使用料・手数料などの収入では十分に補えなくなっています。行政サービスに対して、利益を受ける者が応分の負担をするという「受益者負担の原則」の観点から、使用料や手数料などを見直し、行政サービス

の利用者に適切な負担を求めていく必要があります。さらには、公共施設等の使用に関して減免の対象となる件数は増加しつつあり、このままでは利益を受けない町民にも負担を招くことになります。継続的な行政サービスの提供を実現するためにも、受益者負担についての基本的な考え方を再検証し、負担額や減免等の基準の統一化を図ります。

【図４－２ 公共施設使用料と維持管理費（人件費除く）の推移】

（対象施設：世代交流センターさざんか荘、ふれあい会館、横溝千鶴子記念障害福祉センター、横溝千鶴子記念子育て支援総合センター、生涯学習館、図書館、郷土資料館、武道館）



③ 公有財産の処分と活用

本町の所有する公有財産（土地・建物等）は、使用目的に応じて「行政財産」と「普通財産」に分類されます。このうち、行政上の目的のために所有している行政財産以外の普通財産は、直ちに特定の行政目的に用いられる予定のない財産です。特定の目的のない財産を所有し続けることは、財産の維持管理に係る経費や労力を発生させることにもなります。

また、今後の課題である公共施設等の再編を進めることで、機能の集約化による未利用の公有財産は増加していくことが予測されます。未利用の公有財産は積極的に売却や貸付等を行い、経済的価値を発揮させることで、収入の確保を図ります。

【表４－３ 公有財産の状況（平成 26 年度末時点）】

行政財産		普通財産	
土地(地積)	498,038 ㎡	土地(地積)	306,151 ㎡
建物(延面積)	66,895 ㎡	建物(延面積)	720 ㎡

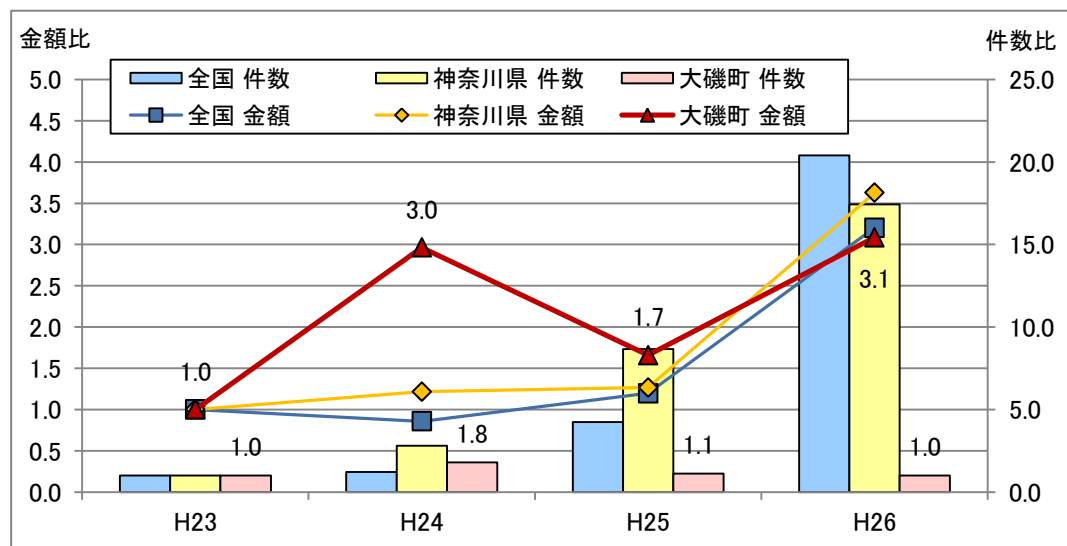
④ その他の自主的な財源の確保

国による様々な経済対策が実施されていますが、計画期間中における景気の大きな改善は期待できず、また、人口減少や少子高齢化の進行も相まって、町税収入の大幅な増収は見込めない状況であり、自主的な取組みによる財源の確保の必要性が増しています。

自主財源の確保に向けては、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に対する税制優遇の促進や、クラウドファンディング※¹⁾の普及など、公共的な事業の展開に対して、民間（町民・企業など）からの資金拠出の機運が高まっています。県内の近隣自治体においても、重点的な取組みによって大きな財政効果を得られている事例も見受けられます。既存の枠に捉われない様々な手法により、自主財源の確保に努めます。

※1 「クラウドファンディング」… インターネットを通じて実施したい事業やアイデアを公開し、不特定多数の賛同者から資金の出資や協力を募る手法のこと。近年、地方公共団体での活用も広がっている。

【図4-4 ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（平成23年度比）】



（2）歳出削減の取組み

支出が制度的に義務付けられている「義務的経費」、それ以外の経費のうち「投資的経費」を除く「その他の経費」は、いずれも増加傾向で推移していくことが見込まれています。持続可能な行財政運営を実現するためには、減少が見込まれる歳入規模に適応した縮小型の運営への転換が求められています。行政サービスの必要性や効率性を、町民ニーズや費用対効果の視点から検証し、選択と集中による効率的かつ効果的な事業の執行に努め、歳出削減を目指します。

① 事務事業の見直し

目まぐるしく変化する社会経済情勢と、それとともに移り変わる行政需要に的確に対応するため、継続的に業務の見直しを図る行政評価制度の運用により、事務事業の妥当性や効率性を検証し、適切な業務の見直し・縮小・廃止を実施します。

【表4-5 平成26年度行政評価（事務事業評価）結果】

評価対象		評価結果	
事業数	212 事業	A 評価(適当)	164 事業 (77.4%)
事業費	2,388,058 千円	B 評価(一部見直し)	45 事業 (21.2%)
		C 評価(抜本的見直し)	3 事業 (1.4%)
		D 評価(必要性が低い)	0 事業 (0%)

② 公共施設の再編

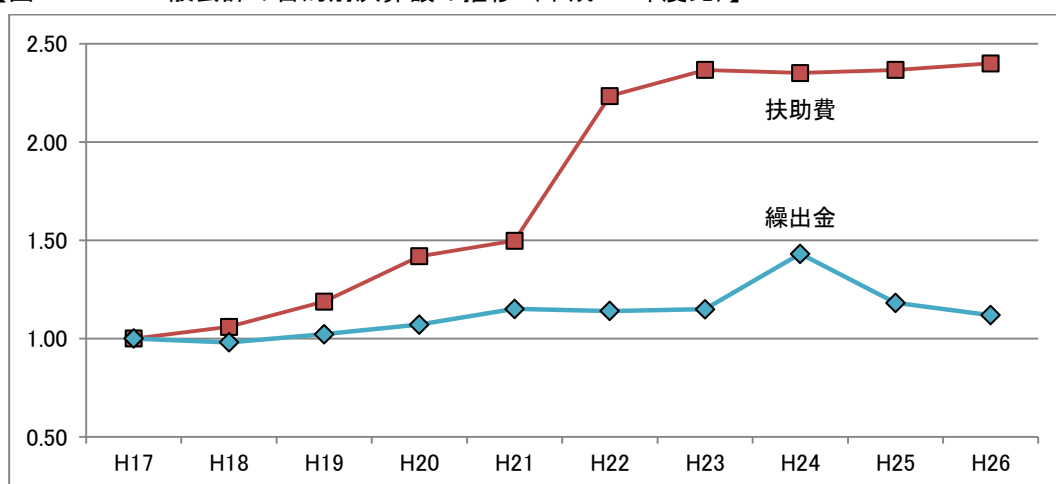
既存施設に係る将来コストを勘案すると、既存施設のすべてを維持し続けることは現実的ではなく、今後は財政状況や町民ニーズに見合った効率的かつ質の高い公共施設の提供に向けて、町内全体の公共施設の再配置を効率的に進めていくことが求められてい

ます。既存施設の施設総量（床面積）の縮減に向け、機能の集約や新設の抑制、町有施設以外の有効活用などを推進することで、施設（外側）にかかる費用だけでなく、運営（内側）に係る費用についても削減を図ります。

③ 予算規模の抑制・縮小

扶助費や繰出金が増加傾向にあり、一般会計の予算規模は増加傾向にあります。決算額は10年前と比べ約20%増加しています。類似団体と比較しても予算規模が肥大化しています。町の適正な財政規模を検証し改善を図るとともに、特別会計についても独立採算制の原則による運営に努めることで繰出金を抑制し、町全体として身の丈に合った行財政運営に努めます。

【図4-6 一般会計の目的別決算額の推移（平成17年度比）】

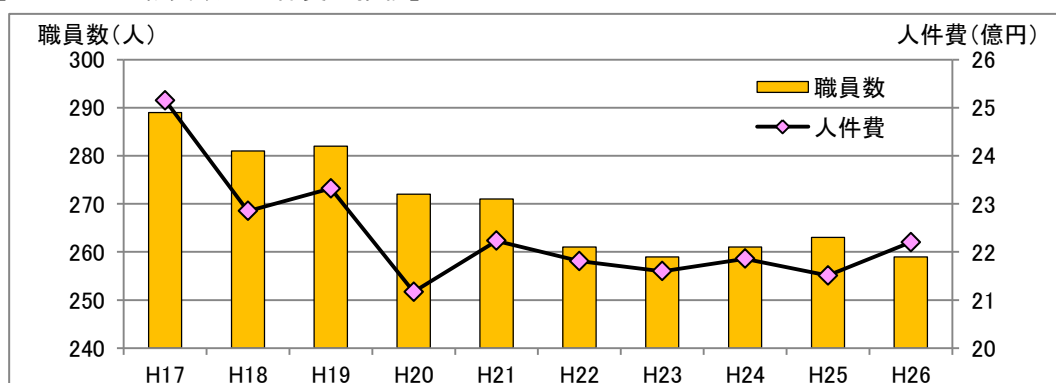


④ 定員・給与・組織の適正化

これまでの定員適正化に向けた取組みにより、職員定員や人件費の縮小が進められ、県下においても人口規模に対する事務職員数や給与の水準は低くなっています。人口減少・少子高齢化社会の進行による税収の減少、公共施設の再編等により必要とされる職員数や配置の変化、それに伴う行政需要の変化などが想定され、引き続き定員管理等に関する取組みが求められています。職員一人ひとりが力を発揮し、限られた人員の中でも町政運営が継続できるよう、組織機構や人員配置の適正化に努めます。

【関連計画・・・定員適正化計画】

【図4-7 職員数と人件費の推移】



3. 目標額と達成後のすがた

(1) 目標額

総合計画後期基本計画を着実に実行するため、財政の収支見通しで見込まれる財源不足額（表 3－3 参照）の解消を目指します。取組みの体系ごとの目標額は次のとおりです。

【表 4－8 計画期間中の年次別目標額】 （単位：千円）

実 施 項 目	年次別計画額					
	H28	H29	H30	H31	H32	
A 歳入確保の取組み	45,515	98,047	83,089	26,110	7,131	5か年計 259,892
① 町税等の収入の確保	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
② 受益者負担の適正化	60	330	330	330	330	
③ 公有財産の処分と活用	39,000	91,242	76,242	19,242	242	
④ 自主的な財源の確保	455	475	517	538	559	
B 歳出削減の取組み	87,019	346,700	546,020	636,151	648,025	5か年計 2,263,915
① 事務事業の見直し	14,800	25,160	168,390	178,800	189,200	
② 公共施設の再編	0	0	4,000	4,000	4,000	
③ 予算規模の抑制・縮小	32,484	281,668	332,943	412,943	414,569	
④ 定員・給与・組織の適正化	39,735	39,872	40,687	40,408	40,256	
C 財源確保額計 (A+B)	132,534	444,747	629,109	662,261	655,156	5か年計 2,523,807
D 年次別目標額	※1)132,534	539,000	552,000	609,000	682,000	5か年計 2,514,534
E 実質収支※2) (C-D)	0	△ 94,253	77,109	53,261	△ 26,844	5か年計 9,273

※1 平成 28 年度は当初予算編成の過程において、国・県支出金の増などの要因や第 5 次行政改革大綱から継続して実施する財源確保に向けた取組みの成果を見込むことで、推計時の財源不足額（490,000 千円）を解消させているため、「D 年次別目標額」は財源確保の見込額としています。

※2 実質収支の過不足は財政調整基金の運用により解消します。（プラス分：積立て、マイナス分：取崩し）

(2) 達成後のすがた

歳入確保と歳出削減の取組みで目標額が達成された場合、計画期間中の財源不足が解消され、計画期間最終年度（平成 32 年度）の本町の財政状況は表 4－9 及び表 4－10 のとおりとなります。

歳入面では、町税の徴収強化や滞納整理による町税収入の確保と、受益者負担の適正化や自主的な財源の確保により、自主財源比率は平成 32 年度の推計値 63.9%から 64.0%へ 0.1 ポイント上昇します。

歳出面では、特別会計における国民健康保険税や下水道使用料の見直しによる一般会計から特別会計への繰出金の抑制や、定員適正化計画に基づく人件費の削減等により、平成 32 年度では約 6 億 5,000 万円が減額されます。これにより、予算規模は平成 22 年度当初予算規模の 80 億円台まで縮小します。

この結果、財政の健全化を示す指標である経常収支比率は、平成 26 年度決算の 85.9%が維持されることとなります。

【表４－９ 計画達成後の歳入状況比較】（単位：千円）

区 分	平成 32 年度				増減
	推計 ①	構成比	計画達成後 ②	構成比	②－①
町 税	4,763,000	54.6%	4,769,000	54.6%	6,000
譲与税・交付金	684,000	7.8%	684,000	7.8%	0
地方交付税	520,000	6.0%	520,000	6.0%	0
国・県支出金	1,444,000	16.5%	1,444,000	16.5%	0
繰入金	200,000	2.3%	200,000	2.3%	0
町 債	500,000	5.7%	500,000	5.7%	0
その他の歳入	619,000	7.1%	620,131	7.1%	1,131
合 計	8,730,000	100.0%	8,737,131	100.0%	7,131

【表４－10 計画達成後の歳出状況比較】（単位：千円）

区 分	平成 32 年度				増減
	推計 ①	構成比	計画達成後 ②	構成比	②－①
人 件 費	2,068,000	22.0%	2,028,000	23.2%	△40,000
物 件 費	1,719,000	18.3%	1,535,000	17.5%	△184,000
扶 助 費	1,694,000	18.0%	1,694,000	19.3%	0
普通建設事業費	500,000	5.3%	500,000	5.7%	0
公 債 費	739,000	7.8%	739,000	8.4%	0
繰 出 金	1,749,400	18.6%	1,334,700	15.2%	△414,700
その他の支出	942,600	10.0%	933,275	10.7%	△9,325
合 計	9,412,000	100.0%	8,763,975	100.0%	△648,025

【表４－11 計画達成後の財政指標等比較】

	平成 32 年度 (推計)	平成 32 年度 (計画達成後)	増減
自主財源比率	63.9 %	64.0 %	0.1 ㊦
財政調整基金残高	0 千円	427,483 千円	427,483 千円
経常収支比率	92.3 %	85.9 %	△6.4 ㊦

4. 実施計画

計画の目標を達成するため、財源確保への取組みの体系に基づく年次別の行動計画及び効果額の目標値を示した実施計画を策定します。

実施計画は公表し、町民への情報共有を図りながら計画を推進します。

5. 進行管理

計画的に実施計画の進行管理を行い、行政改革推進委員会の意見を聴取しながら、行政改革推進本部において進捗状況の点検や取組みの見直しを行い、その内容はホームページ等にて公表します。

V 参考

1. 財政指標一覧

地方財政の健全性を判断するための目安となる一般会計財政指標は次表のとりの推移となっています。弾力性を失いつつある状況がうかがえます。

【表5-1 大磯町一般会計財政指標の推移】

項目 / 年度	H22	H23	H24	H25	H26	説 明
1. 経常収支比率 (%) 上段:実質比率 下段:臨時財政対策債(赤字補てん債)を加えた比率	94.6	93.3	96.2	93.3	91.8	人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、町税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。 この数値が高いほど、新たな需要に対する対応が困難になる。
	85.8	86.0	87.3	85.3	85.9	
2. 実質公債費比率 (%)	10.6	10.2	9.3	7.7	5.5	公債費(下水道債を含む)の標準財政規模※ ¹⁾ に占める割合。 18%を超える起債する際に県の許可を要し、25%を超えると起債が制限される。
3. 一般会計町債年度末残高 (百万円)	6,988	6,784	7,143	7,293	7,214	
4. 下水道特別会計町債年度末残高 (百万円)	8,370	8,578	8,735	8,971	9,172	
合 計	15,358	15,362	15,878	16,264	16,386	
5. 財政力指数 上段:単年度 下段:3か年平均	0.890	0.880	0.874	0.871	0.875	基準財政需要額※ ²⁾ に対する基準財政収入額※ ³⁾ の割合、地方公共団体の財政力を判断する指標。 値が高いほど財政力が強い。
	0.944	0.913	0.881	0.875	0.873	
6. 自主財源比率 (%)	67.3	66.6	65.3	63.7	67.1	歳入にしめる自主財源※ ⁴⁾ の割合、財政基盤の安定性・行政活動の自立性を判断する指標。 自主財源の割合が高いほど望ましい。
7. 普通交付税交付額 (百万円)	507	577	595	603	596	地方公共団体において 住民が標準的な水準の行政サービスを受けられる ようにするため、国税の一定割合を地方公共団体に配分するもの。 算定基準となる収入額が、基準となる需要額を上回る場合は不交付、少ない場合は差額分を補うため交付される。
8. 積立基金現在高 (百万円)	1,193	1,267	1,087	1,415	1,425	積立基金(財政調整基金、町民会館建設基金、公共施設整備基金、みどり基金、減債基金、地域福祉基金、横溝千鶴子記念障害者福祉基金、横溝千鶴子記念子育て支援基金、本庁舎建設基金、歴史的建造物等整備基金、旧吉田茂邸再建基金、旧吉田邸整備活性化等基金)のみ

※1「標準財政規模」…地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的な一般財源の規模を示すもの。

※2「基準財政需要額」…地方公共団体がその地方の実情に応じ標準的かつ合理的な行政活動を行うために必要となる一般財源の額。

※3「基準財政収入額」…各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額。

※4「自主財源」…町税・繰越金・繰入金・使用料手数料・諸収入・分担負担金・財産収入・寄附金

2. 近隣自治体比較

① 県内近隣団体の一般会計決算状況比較

【表 5－2 湘南地区 4 町の一般会計決算比較（平成 26 年度・町民一人あたり）】

区分	葉山町		寒川町		二宮町		大磯町	
	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比
(歳入)								
地方税	181,802	59.4%	182,842	59.4%	127,250	46.1%	155,022	51.7%
譲与税・交付金	15,832	5.2%	17,517	5.7%	14,952	5.4%	16,084	5.4%
地方交付税	13,321	4.3%	871	0.3%	38,047	13.8%	21,831	7.3%
国・県支出金	38,496	12.6%	47,793	15.5%	44,543	16.2%	45,065	15.0%
地方債	15,948	5.2%	8,859	2.9%	18,049	6.5%	15,743	5.3%
その他の歳入	40,866	13.3%	49,847	16.2%	32,966	12.0%	46,058	15.4%
歳入合計	306,264	100.0%	307,729	100.0%	275,809	100.0%	299,802	100.0%
(歳出)								
人件費	79,971	27.7%	63,833	21.9%	60,882	22.9%	67,000	24.3%
扶助費	41,133	14.2%	57,194	19.6%	47,435	17.8%	45,265	16.4%
公債費	17,594	6.1%	31,110	10.7%	22,241	8.3%	20,783	7.5%
普通建設事業	16,969	5.9%	21,006	7.2%	19,038	7.1%	22,977	8.3%
物件費	45,286	15.7%	50,364	17.3%	49,281	18.5%	39,596	14.3%
繰出金	52,092	18.0%	36,449	12.5%	42,700	16.0%	47,557	17.2%
その他の歳出	35,617	12.3%	31,908	10.9%	24,809	9.3%	32,780	11.9%
歳出合計	288,662	100.0%	291,864	100.0%	266,386	100.0%	275,960	100.0%
歳入合計－歳出合計	17,602		15,865		9,422		23,842	

② 県内近隣団体の財政指標比較

【表 5－3 湘南地区 4 町の財政指標比較（平成 26 年度）】

指標	葉山町	寒川町	二宮町	大磯町
財政力指数	0.90	1.00	0.76	0.87
経常収支比率（％）	95.7	98.7	97.1	85.9
実質公債費比率（％）	0.0	6.1	5.7	5.5
将来負担比率（％）	－	32.5	68.5	68.0
実質赤字比率（％）	－	－	－	－
連結実質赤字比率（％）	－	－	－	－
地方債残高（一般会計）（百万円）	5,701	10,504	7,400	7,214
基金残高（百万円）	1,654	2,092	417	1,425
自主財源比率（％）	71.1	75.6	58.1	67.1

③ 県内近隣団体の職種別職員数比較

湘南地区4町の職員数を比較すると、本町は、技術・専門職や教育専門職員数が多く、一般事務職員数が少ない職員構成となっています。

【表5-4 湘南地区4町の職種別職員数比較（平成27年4月1日現在）】

町名	人口	職員総数 (前年度)	職員1人あたりの住民数 (人口1万人あたりの職員数)	行政区域面積
葉山町	32,362人	275人 (269)	118人 (85.0)	17.06Km ²
寒川町	47,646人	343人 (349)	139人 (72.0)	13.42Km ²
二宮町	28,594人	229人 (234)	125人 (80.1)	9.08Km ²
大磯町	32,377人	258人 (259)	125人 (79.7)	17.23Km ²

(技術職)

職種等 町名	技術職計	司書・学芸員	看護師	保健師・助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師	保育士	その他一般技術職
葉山町	37	1	0	7	4	0	2	8	15	0
寒川町	38	0	1	9	4	2	9	12	0	1
二宮町	30	3	0	7	2	0	1	7	10	0
大磯町	45	8	0	5	2	0	6	14	9	1

(技能労務職)

職種等 町名	技能労務職計	運転手・車掌等	守衛・庁務員等	調理員	清掃員	道補修員	その他技能労務職
葉山町	48	0	8	8	26	4	2
寒川町	26	2	4	14	4	2	0
二宮町	6	0	3	3	0	0	0
大磯町	11	1	2	4	2	0	2

(教育専門職・消防職)

職種等 町名	教育専門職計	社会教育主事	教公務員	消防吏員
葉山町	5	1	4	47
寒川町	6	0	6	51
二宮町	2	0	2	44
大磯町	19	0	19	45

(その他一般)

職種等 町名	その他一般事務職
葉山町	138
寒川町	221
二宮町	147
大磯町	138

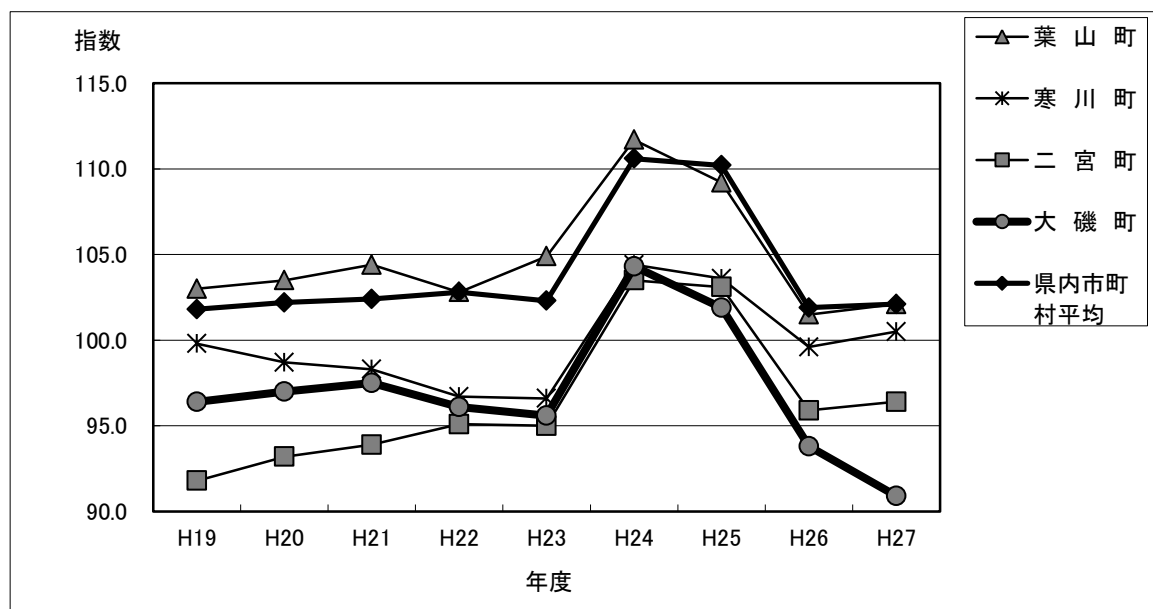
④ 県内近隣団体のラスパイレス指数比較

職員給与をラスパイレス指数で比較すると、本町は第3次行政改革のもとで大幅な給与削減を進めてきた結果、県下でも低い水準となっています。

【ラスパイレス指数】 主に国家公務員と地方公務員の給与水準の比較に用いられる指標で、国家公務員の給与月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示しています。

【表・図5-5 湘南地区4町のラスパイレス指数の推移（各年度4月1日時点）】

年度 団体名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	補正※2)
葉山町 《参考値※1》	103.0	103.5	104.4	102.8	104.9	111.7 (103.2)	109.2 (100.9)	101.5	102.1	106.0
寒川町 《参考値※1》	99.8	98.7	98.3	96.7	96.6	104.4 (96.4)	103.6 (95.7)	99.6	100.5	110.6
二宮町 《参考値※1》	91.8	93.2	93.9	95.1	95.0	103.5 (95.7)	103.1 (95.2)	95.9	96.4	95.5
大磯町 《参考値※1》	96.4	97.0	97.5	96.1	95.6	104.3 (96.3)	101.9 (94.1)	93.8	90.9	92.6
県内市町村平均 《参考値※1》	101.8	102.2	102.4	102.8	102.3	110.6 (102.3)	110.2 (101.8)	101.9	102.1	-



※1 「参考値」… 国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

※2 「補正」… 地域手当支給率による補正をして算出した値。「地域手当補正後」のラスパイレス指数がより実態に近い数値となる。

大磯町行政経営プラン
平成 28 年（2016 年）3 月

編集・発行

大磯町 政策総務部 政策課

政策総務部 財政課

〒255-8555 大磯町東小磯183番地

電 話：0463-61-4100

FAX：0463-61-1991